

(様式例第1号の1)(法人用)

(意見)	担当 委員		事務 局長		地区 担当	
	特定処分対象農地 小作地 納税猶予地 有・無 有・無 有・無					

農地法第3条の規定による許可申請書

令和 年 月 日

長野県知事殿
松川町農業委員会会長殿

<譲渡人>

住所 松川町元大島 3823

氏名 松川太郎 (認印可)

(連絡先TEL 0265-36-3111)

<譲受人>

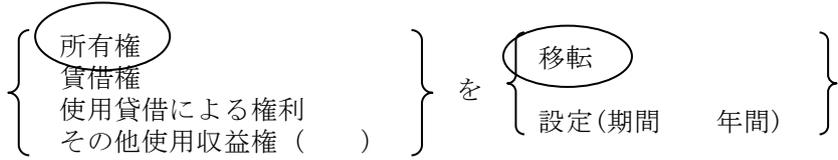
所在地 松川町〇〇〇3746

法人名 株式会社 松川ファーム

代表者氏名 松川耕作 (認印可) 印

(連絡先TEL 0265-36-7027)

下記農地(採草放牧地)
について



したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に○を付してください。)

記

1 申請者の氏名等

申請者	氏名	年齢	職業	住所
譲渡人	松川太郎	〇〇	農業	松川町元大島 3823
譲受人	株式会社松川ファーム			松川町〇〇〇3746

2 許可を受けようとする土地の所在等(土地の登記事項証明書を添付してください。)

所在・地番	地目		面積(m ²)	対価、賃料 等の額 (円)(10a 当たり の額)	所有者の氏名 又は名称 (現所有者が登記 簿と異なる場合)	所有権以外の使用収益権が 設定されている場合	
	登記簿	現況				権利の種類、 内容	権利者の氏名 又は名称
松川町元大島〇〇〇	畑	畑	1100	〇〇〇 (〇〇/10a)	松川太郎		

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

契約予定年月日	年 月 日
引渡し予定年月日	年 月 日
契約期間(賃貸借の場合)	年(年 月 日から 年 月 日まで)
(水田裏作の場合)	
表作:	裏作:
裏作の耕作期間	年 月 日から 年 月 日まで

(記載要領) 1 申請者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。

2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付(独立行政法人及び地方公共団体を除く。)してください。

3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。

4 記の3は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

I 一般申請記載事項

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況
 <農地法第3条第2項第1号関係>

所有地		農地面積 (m ²)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (m ²)
	自作地	① 4,000	2,000	1,000	1,000	②
	貸付地	1,000	500	500		
		所在・地番		地目 登記簿 現況		面積(m ²)
	非耕作地					

所有地以外の土地		農地面積 (m ²)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (m ²)
	借入地	③ 3,000	2,500	500		④
	貸付地					
		所在・地番		地目 登記簿 現況		面積(m ²)
	非耕作地					

(記載要領)

- 1 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地です。
- 2 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等自らの耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑			樹園地		採草放牧地
作付(予定)作物	水稻	そば	豆		りんご	柿	
権利取得後の面積(m ²)	2,600	1,000	1,000		500	500	

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類	トラクター	コンバイン	田植え機	SS	
確保しているもの	所有	1				
	リース		1	1		
導入予定のもの (資金繰りについて)	所有				1	
	リース				(借入)	注: 自己資金の場合は残高証明・借入の場合は融資証明書

(記載要領)

- 1 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
- 2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者

常時雇用している労働力(人)	現在: 2 人(農作業経験の状況: 農作業歴10年・10年)
	増員予定: 人(農作業経験の状況:)
臨時雇用労働力(年間延人数)	現在: 人(農作業経験の状況:)
	増員予定: 人(農作業経験の状況:)
拠点となる場所等から権利を設定または移転しようとする土地までの平均距離または時間 30分	

※通作距離は、住所地から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

2 その法人の構成員等の状況(農地法第3条第2項第2号関係)(農業法人である場合のみ記載)(略)別紙「農業法人としての事業等の状況」2に記載してください。

3 信託契約の内容<農地法第3条第2項第3号関係>

(信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載)※農業協同組合又は農業協同組合連合会のみ該当信託の引き受けによる権利の取得

有	無
---	---

4 (略:個人用)

5-1 権利を取得しようとする者の権利取得後における経営面積の状況(一般)<農地法第3条第2項第5号関係>

(1) 権利取得後において耕作の事業に供する農地の面積の合計
(権利を有する農地の面積+権利を取得しようとする農地の面積) = 5,600 m²

(2) 権利取得後において耕作又は養畜の事業に供する採草放牧地の面積の合計
(権利を有する採草放牧地の面積+権利を取得しようとする採草放牧地の面積) = 0 m²

5-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況(特例)

以下のいずれかに該当する場合は、5-1を記載することに代えて以下のうち該当するものに記しを付してください。

- 権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。
- 権利を取得しようとする者が、農業委員会のあつせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果所要の面積を下ることとならない。
- 本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。

6 転貸が認められる場合への該当有無<農地法第3条第2項第6号関係>(転貸する場合のみ記載してください。)

農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者(賃借人等)が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合(転貸する場合)には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- 農地保有合理化法人又は農地利用集積団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。)の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
(表作の作付内容 = 、裏作の作付内容 =)
- 農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

7 周辺地域との関係<農地法第3条第2項第7号関係>

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法的の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

～～～のため影響はない。

II 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が**農業生産法人以外の法人**である場合、I の記載事項に加え、以下も記載してください。

(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他、適正な利用を確保するための条件が記載されている**契約書の写しを添付**してください。また当該契約書には「賃貸借契約が終了したときには、乙はその終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を現状に復帰して変換する。乙が現状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が現状に復するために要する費用及び、甲に与えた損失に相当する金額を支払う」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

8 地域との役割分担の状況<農地法第3条第3項第2号関係>

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどういった場面でどういった役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。
(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めへの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

〇〇水利組合へ加入します。

鳥獣害対策協議会へ加入し、防止策の点検等協力して実施します。

9 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に従事する者の指名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況(農地法第3条第3項第3号関係)

当該法人が耕作又は養畜の事業(労務管理や市場開拓等も含む)を行う期間: 〇年 〇か月

(1) 氏名	(2) 役職	(3) 耕作又は養畜の事業への従事状況 当該事業に参画関与している期間	
		直近の実績	見込み
松川耕作	代表取締役	〇〇〇〇	〇〇〇〇
松川花子	取締役	〇〇〇〇	〇〇〇〇

III 特殊自由により申請する場合の記載事項

10 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに記しをし、I の記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 以下の場合にはI の記載事項全ての記載が不要です。

□<埋設管や送電線> その取得しようとする権利が地上権(民法(明治29年法律第89号)第269条の2第1項の地上権)又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合
(事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してください。)

□<組合員の委託による農業経営> 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合もしくは農業協同組合連合会が、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利もしくは賃借権を取得しようとする場合

〈景観整備機構〉 権利を取得しようとする者が経過館整備機構である場合

(景観法(平成16年法律第110号)第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。)

(2) 以下の場合は I の1-2(効率要件)、2(農業生産法人要件)、5(下限面積要件)以外の記載事項を記載してください。

〈法人の行う試験研究指導〉 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合

〈学校農園等〉 地方公共団体(都道府県及び地方開発事業団を除く。)がその権利を取得しようとする農地又は牧草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合。

〈学校・医療・社会福祉法人〉 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は牧草放牧地を要害目的に係る業務の運営に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センターがその権利を取得しようとする農地又は牧草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(3) 以下の場合は I の2(農業生産法人要件)、5(以下要件)以外の記載事項を記載してください。

〈養蚕〉 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業の経営の事業を行うものを除く)がその権利を取得しようとする農地又は牧草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又関係の厚生委員の行う農業に必要な施設の用に供する認められる場合

〈樹苗の採取育成〉 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草牧草地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接もしくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合

〈乳牛肉用牛の育成事業〉 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その使用の事業を行う者の大してそのしよの対象となる乳業もしくは肉用牛を育成して供給し、またはその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛もしくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草牧草地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(留意事項)

上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限ります。該当していることを証する書面を添付してください。

- ・その行う事業が上述の事業及びこれに付帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの。
- ・地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般社団法人。

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草牧草地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の内容)

農地法第3条による許可申請 意見書

譲渡人 松川 太郎
(賃貸人)

譲受人 株式会社 松川ファーム
(賃借人) 代表 松川耕作

地元委員意見

Empty box for local committee opinion.

上記の通り本件に関し地元農業委員として意見申し上げます。

年 月 日

松川町農業委員

印

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
		農地等の提供面積(m ²)		農業への従事状況 (年 月)		農作業委託の内容
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	
松川 耕作	45			200日	250日	
松川 花子	30				250日	

(記載要領)「農業への従事状況」には、その法人が農業(労務管理や市場開拓等も含みます。)を行う期間のうちその者が当該事業に参画・関与している期間を記載してください。

議決権の数の合計

75

農業関係者の議決権の割合

75%

その法人が農業(労務管理や市場開拓等も含みます。)を行う期間: _____ 年 _____ 月

(2) 関連事業者(法人から物資の供給又は役務の供給を受けている者等)

氏名又は名称	議決権の数	取引関係等の内容
		(法人との連携について農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合は、法律の名称、当該認定を受けた年月日、認定計画の期間満了日及び取引関係等の内容)
株式会社△△△	25	法人から生産物を購入している食品会社

※「取引関係の内容」欄には、例えば「法人から生産物を購入している食品会社」「法人に肥料を販売する肥料会社」「法人と特許権の専門実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載してください。

議決権の数の合計

25

農業関係者の議決権の割合

25%

(留意事項)

1. 関連事業者がいる場合には、その法人とその構成員との間で締結された契約書の写し等、その構成員が関連事業者であることを証する書面を添付してください。
2. 「農商工連携法等の法律に基づく認定」は、食品流通構造改善促進法(平成3年法律第59号)、中小企業者と農林業業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号)米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成21年法律第25号)のいずれかに基づく認定です。
3. 「農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合」には、いずれかの認定を受けたことを証する書面の写しを添付してください。

3 理事、取締役又は業務を執行する役員全ての状況(農地法第2条第3項第3号関係)

(1) 農業(労務管理や市場開拓等も含む)への従事状況

氏名	住所	役職	農業への従事状況			
			直近実績	見込み	農作業への常時従事者の有無	
					直近実績	見込み
松川 耕作	松川町〇〇	代表取締役		250日		200日
松川 花子	松川町〇〇	取締役		250日		60日

(記載要領)「農業への従事状況」にはその法人が農業(労務管理や市場開拓等も含みます。)を行う期間のうち、その者が当該事業に参画・関与している期間を記載してください。

その法人が農業(労務管理や市場開拓等も含みます。)を行う期間: _____ 年 _____ 月

